解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

和歌山県西牟婁郡白浜町二一五〇番地三

社団法人湯崎共済会

代表清算人　川口　八郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月五日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

香川県坂出市八幡町二丁目二番一七号

財団法人園部愛児園

代表清算人　園部　裕

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月二十三日開催の社員総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

福岡市中央区渡辺通二丁目一番八二号

社団法人福岡ビルヂング協会

代表清算人　戸嶋　弘一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

沖縄県名護市大中一丁目一番九号

社団法人国頭地区教職員会

代表清算人　与那嶺徳政

配当公告

愛知県岩倉市中央町三丁目二番地

破産者　株式会社幸新

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十一年（フ）第二六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二九七、九六六、〇二七円

（内優先的破産債権額

金七、二一六、一二八円）

一、配当することのできる金額

金二九、九七九、〇九一円

（内優先的破産債権額

金七、二一六、一二八円）

平成二十五年十二月十三日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号ランドスクエア・マルノウチ七階

破産管財人　米澤　孝充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市春光町一区十条三五六四番地、最後の住所旭川市永山一条一一丁目二番三九号グループホームシャイニング

被相続人　亡　奥村フジヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

事務所旭川市五条通一二丁目一〇八六番三号富川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　洋文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市赤荻字上袋一八四番地一、最後の住所岩手県一関市真柴字宮沢五五番地八七

被相続人　亡　荻野　講

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

岩手県一関市花泉町金沢字鹿ノ鼻下三七番地二

相続財産管理人　阿部　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市西目町西目字上中沢一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　勝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

秋田県由利本荘市美倉町二七番地一　二階

相続財産管理人　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市狭山一九二五番地、最後の住所埼玉県狭山市柏原一一八五番地の六

被相続人　亡　勝田　酉造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県川越市中原町二丁目三番地六　ＩＳビル

相続財産管理人　弁護士　赤松　岳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幡羅郡西別府村一四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野本　津祢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県熊谷市筑波三丁目二〇番地鎌倉ビル二Ｆ

相続財産管理人　司法書士　柴　由之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市寒川三三九番地、最後の住所埼玉県川口市東領家一丁目二番五号

被相続人　亡　斎藤　寿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二―三七二市野屋ビル四階　阿部・楢原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　哲男

第42期決算公告

平成25年12月13日

茨城県神栖市大野原二丁目31番31号

株式会社タイヨー

代表取締役　森田　剛

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,399,767
	固定資産	10,673,408
	合計	18,073,175
負債及び純資産の部	流動負債	6,678,649
	固定負債	1,161,569
	株主資本	10,232,957
	資本金	34,386
	利益剰余金	10,198,571
	利益準備金	8,596
	その他利益剰余金	10,189,975
	（うち当期純利益）	(553,833)
	合計	18,073,175

第28期決算公告

平成25年12月13日

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目３番19号

株式会社コムメディア

代表取締役　三浦　英二

貸借対照表の要旨

（平成25年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,917
	固定資産	7,426
	合計	25,343
負債及び純資産の部	流動負債	28,832
	固定負債	18,072
	株主資本	△ 21,561
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 31,561
	その他利益剰余金	△ 31,561
	（うち当期純利益）	(7)
	合計	25,343

第３期決算公告

平成25年12月13日

札幌市北区麻生町六丁目14番14号

株式会社ワッツオースリー北海道

代表取締役　越智　正直

貸借対照表の要旨

（平成25年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	238,082
	固定資産	78,154
	合計	316,236
負債及び純資産の部	流動負債	553,021
	固定負債	3,658
	株主資本	△240,443
	資本金	10,000
	利益剰余金	△250,443
	その他利益剰余金	△250,443
	（うち当期純損失）	(112,401)
	合計	316,236